

## IAOR 委員会規程

第 1 条 本委員会は公益社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会に常置される。

第 2 条 本委員会は日本で刊行されたオペレーションズ・リサーチに関する論文の抽象トラクトを International Abstracts in Operations Research 誌に掲載するための作業を行うことを目的とする。

第 3 条 委員会は委員長 1 名および委員若干名をもって構成される。

第 4 条 前条の委員長は理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。委員は会員の中から委員長が委嘱する。

第 5 条 委員長、委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

附則 この規程は 1977 年 1 月 22 日より施行する。